

【その他論点】鳥獣の鉛中毒被害への対応について

1. 現状と課題

北海道等の水辺域において、鉛散弾を摂取した水鳥や、山野に放置されたニホンジカの残滓から鉛ライフル弾の破片を摂取した希少猛禽類などに、鉛中毒被害が発生したことから、平成 14 年に指定猟法禁止区域制度を創設し、都道府県知事が水辺域等において鉛散弾（北海道等では鉛製ライフル弾を含む）の使用禁止区域を設定（平成 24 年時点では北海道全域及び北海道以外の地域約 166,000ha を指定）するとともに、捕獲した鳥獣の放置を原則として禁止した。

その後、環境省は都道府県に対し、非鉛弾の使用喚起、指定猟法禁止区域等における監視、水辺域の鉛弾全面規制に向けた非鉛弾の普及推進及び関係市町村や狩猟関係団体への周知徹底を定期的に周知してきた。

北海道においては、減少したものの依然として鉛中毒被害が発生している。北海道以外の地域においては、平成 18 年より環境省が鉛中毒事故実態を調査するため、傷病鳥獣として保護収容された猛禽類及び水鳥の個体分析を実施しており、これまで全国 9 県において毎年 3～7 件の鉛暴露（鉛中毒症としての明らかな症状をあらわす前のレベルの鉛汚染状況）事例を確認しているが、鉛中毒症レベルの鉛汚染状況にある個体は確認していない。

今後、全国的なニホンジカ等の個体数の増加及び捕獲事業の拡大等により捕獲数が増加すると考えられるため、非鉛弾の使用を進めることは重要な課題となる。一方、非鉛弾の製造・供給体制が整っていないこと等の課題があるため、関係者の理解を得て非鉛弾の普及を図る必要がある。

2. 検討の方向

ニホンジカ等の捕獲数増加に伴う猛禽類等の鉛中毒を防止するため、鳥獣捕獲等を専門に行う事業者に必要な限り非鉛弾の使用を求めるとともに（→論点 3）、指定鳥獣管理捕獲事業において放置の禁止の適用を除外する場合には、原則として非鉛弾使用を条件とすることとする（→論点 4）。また、今後の課題として、引き続きモニタリング調査を実施して鉛弾による影響の適切な把握に努める。